

愛媛県教育委員会11月定例会議事録

1 開会の日時及び場所

令和2年11月18日（水）午後2時00分

愛媛県庁 第一別館 教育委員室

2 出席者

教育長 田所竜二 委員 関啓三 委員 高田智世

委員 竹本公三 委員 峯本陽子 委員 山内満子

3 欠席委員

なし

4 会議に出席した公務員の職氏名

指導部長 和田真志 教育総務課長 目見田貴彦

教職員厚生室長 星加美樹 社会教育課長 山野貴志

文化財保護課長 河野利江 保健体育課長 吉田良二

義務教育課長 田坂文明 高校教育課長 島瀬省吾

人権教育課長 酒井学 特別支援教育課長 藤田司

5 会議の概要

(1) 開会（午後2時00分）

（教育長） ただいまから教育委員会11月定例会を開会いたします。

傍聴人の皆様に申し上げます。傍聴人は所定の席で、静粛に傍聴願います。また、携帯電話等は電源を切るなどしておいていただきますよう御協力をお願いいたします。

（教育長） それでは、始めに委員の皆様方に提案させていただきます。本日の議事のうち、専決処分の承認の損害賠償請求に係る賠償額案に対する意見につきましては、個人情報が含まれることから、また、その他の協議案件の教育委員会関係の条例の一部改正案及び予算案3件につきましては、今後知事が最終決定をして、県議会に上程される予定の案件ですが、知事による公表がされていないことから、また、表彰案件2件につきましても、いずれも人事案件であることから、審議を非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（全委員） 異議なし。

（教育長） それでは、そのようにさせていただきます。

（教育長） 次に、議事進行について御意見をいただきたいと思っております。配布しております次第の順に議事を進行いたしますと、非公開案件の中途に公開案件が入ることになりまして、その都度、傍聴人及び報道機関の皆様に入退出していただくこととなりますので、この際、公開案件を先にまとめて審議したいと思いますがよろしいでしょうか。

（全委員） 異議なし。

（教育長） それでは、そのようにさせていただきます。

(教育長) 最初に公開案件から審議することといたします。事務局が資料を配布しますので少々お待ちください。

(2) 10月定例会議事録の承認

(教育長) 10月定例会議事録の承認についてお諮りいたしますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) ありがとうございます。全員異議ございませんので、原案のとおり承認されました。

続きまして教育長報告に移ります。

(3) 教育長報告

○令和2年10月閉会中スポーツ文教警察委員会の質疑内容について

(教育長) 令和2年10月閉会中スポーツ文教警察委員会の質疑内容について、事務局から報告をお願いします。

(教育総務課長) 先月19日に、県議会において閉会中のスポーツ文教警察委員会が開催されましたので、その質疑の概要につきまして、お手元に配布しております資料「スポーツ文教警察委員会質疑要旨」に基づいて御報告申し上げます。

今回の議題は、「県立学校振興計画策定に向けた取組みについて」でございました。

主な質疑としまして、まず、2(1)小規模校の存続と大規模校の維持について質問があり、10年後には、中学校卒業生数が約1,200人減り、30クラスがなくなることとなる中で、小規模校の存続と大規模校の維持という課題についても判断していくこととしている旨を答弁しました。

次に、(2)地域ごとの特性を踏まえた検討状況について質問があり、振興計画は、5年後、10年後の愛媛県の高校生の将来に関わることであり、危機感をもって取り組んでいるが、地域事情に差があるため、8つの地域協議会において地域ごとの細かい事情をしっかりと吸収しながら、画一的でない方法で進めていくことが重要と考えている旨を答弁いたしました。

また、(3)地域と連携した県立高校の魅力化について質問があり、少子化が進む中、踏みとどまっている学校は、地域としっかり連携ができているケースが多く、生徒や学校の頑張りに加え、地元市町の支援が大切であること、学力向上の要望に応えるコースのほか、将来、地域に残りたい生徒に対しては、地域でできる様々な選択肢を見せていくことなど、生徒の様々なニーズに応えていくことができる魅力あふれる学校を作っていくことが大きな課題である旨、答弁いたしました。

その他、県立中等教育学校の振興、廃校の利用、定時制課程への入学などについても質疑がございました。

報告は以上でございます。

(教育長) ありがとうございます。ただいまの報告につきまして、御意

見・御質問等がございましたらお願いいたします。

(竹本委員) 生徒数の減少が続いている中で、大規模校の維持や小規模校の存続など、いろいろな課題を抱えながら県立学校振興計画の策定を検討されており、大変御苦労されていることと思います。策定スケジュールによりますと、第1回地域協議会を実施し終えた頃ではないかと思いますが、この地域協議会でどのような意見が出てきたのかなど、概要を簡単に教えていただけたらと思います。よろしくをお願いします。

(高校教育課長) 8地区の地域協議会の1回目が終わったところでございますけれども、各地区におきましていただいた御意見としましては、引き続き学校の魅力化に取り組んでほしいというのが、どの地区からも出た意見でございます。生徒が入学したくなるような学校づくりに取り組んでほしいということでございます。それと併せて学校の魅力の発信も十分力を入れてほしいというような意見をいただきました。先ほどスポーツ文教警察委員会における質疑の説明にもございましたけれども、小規模校の存続について希望されるという御意見もありましたし、地域によっては、小規模校をいくつかまとめることによって学校の共倒れを避け、学校を大きくするというのも方法ではないかという御意見をいただいたところでございます。

(関委員) 3のその他の中に廃校利用についてという質疑がありましたが、廃校の利活用については大変重要なことと考えますので、どのような質疑が行われたのか教えていただきたいと思えます。

(教育総務課長) 廃校利用につきましては、地域と連携する必要もあるがその方向性はどうかという質問がございました。これに対しまして、廃校になった学校の遊休財産については、一部は市町に譲渡して有効活用している例があるが、再利用に関しては、教育委員会だけで解決できるものでもなく、振興計画がある程度まとまった段階で市町と協議をしながら有効に活用していく方策があれば協力していくことを基本的なスタンスと考えている旨の答弁をしております。

(関委員) 廃校の利活用については、今後数も増えていくと思えますので、地域の活性化のためにはぜひ活用を進めていただきたいと思えます。よろしくお願ひしたいと思えます。

(教育長) そのほかございませんでしょうか。

(全委員) はい。

(教育長) 教育長報告につきましては以上で終了し、議案審議に移ります。

(4) 議 事

議案審議

○議案第56号 令和3年度愛媛県県立高等学校一般入学者選抜追検査実施要項について

(教育長) 議案第56号令和3年度愛媛県県立高等学校一般入学者選抜追

検査実施要項について、事務局から説明をお願いします。

(高校教育課長) 議案第56号令和3年度愛媛県県立高等学校一般入学者選抜追検査実施要項について、説明を申し上げます。

令和3年度愛媛県県立高等学校一般入学者選抜追検査実施要項の概要を用いて説明いたします。

新型コロナウイルス感染症に感染し、又は感染が疑われる令和3年度愛媛県県立高等学校一般入学者選抜の入学志願者の受検機会を確保するため、一般入学者選抜に係る追検査を実施することとし、愛媛県県立学校管理規則第44条第2項の規定により、追検査の実施に関し必要な事項を定めようとするものであります。

推薦入学者選抜及び県立中等教育学校第4学年欠員補充のための編入学者選抜については、一般入学者選抜の受検が可能であり、複数の受検機会が確保されていることから、追検査を実施しないこととしております。

なお、推薦入学者選抜等において、受検生がやむを得ず欠席した場合には、従来どおり、調査書等の書類を審査して選考等を行うこととしております。

2「追検査の概要」を御覧ください。追検査の対象者は、新型コロナウイルス感染症に感染し、又はその疑いがあったことにより、一般入学者選抜の学力検査等の全部又は一部を欠席した志願者で、追検査の受検を希望する者としてします。

実施の期日及び日程は、表に示しましたように、本検査を2日かけて実施するのに対し、追検査では、学力検査、面接及び実技テストを1日で実施することとしております。ただし、受検者が多い場合は、面接・実技テストを予備日25日(木)に実施します。

実施内容は、本検査に準じます。

選考については、本検査の受検者と合わせて合否の判定を行います。

受検手続ですが、追検査の受検を希望する者は、中学校長を経て、追検査受検願を志願先高等学校長に提出します。

検査は、志願先の高等学校で実施します。

合格者の発表は、追検査を実施した高校については、3月26日(金)に実施します。実施しなかった高校については、当初計画どおり3月18日(木)に実施します。

なお、追検査を実施する学校の、合格者の発表の日が、私立高校等の入学手続等の期日より、後になることも考えられます。このため、私立高校等に対し、追検査を実施した学校の受検者全員については、当該期日等を遅らせていただくよう、お願いをしております。

いずれかの高校で追検査を実施した場合、定時制の第2次募集は、当初計画から変更して、4月6日(火)に学力検査等、4月7日(水)に合格者の発表を実施します。

なお、松山東高校通信制課程の第2次募集につきましても、今後、同様

の配慮をして計画を進めることとしております。

その他、この要項に定めるもののほか、追検査の実施に関し必要な事項は、教育長が定めることとしております。

なお、やむを得ない事情により、追検査を受検できなかったと認められる入学志願者に対しては、必要書類を審査して選考等を行うこととしております。

以上、御審議をよろしくお願いいたします。

(教育長) ありがとうございます。ただいまの説明につきまして御意見・御質問等ございましたらお願いします。

(教育長) 特段ございませんでしょうか。

(教育長) それではお諮りいたします。この内容でよろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) ありがとうございます。全員異議ございませんので、議案第56号令和3年度愛媛県立高等学校一般入学者選抜追検査実施要項については、原案のとおり可決決定をいたしました。

○議案第57号 令和3年度愛媛県立中等教育学校入学者選考追検査実施要項について

(教育長) 議案第57号令和3年度愛媛県立中等教育学校入学者選考追検査実施要項について、事務局から説明をお願いいたします。

(高校教育課長) 議案第57号令和3年度愛媛県立中等教育学校入学者選考追検査実施要項について説明申し上げます。

資料の令和3年度愛媛県立中等教育学校入学者選考追検査実施要項の概要を用いて説明いたします。

新型コロナウイルス感染症に感染し、又は感染が疑われる令和3年度愛媛県立中等教育学校入学者選考の入学者志願者の受検機会を確保するため、入学者選考に係る追検査を実施することとし、愛媛県立学校管理規則第48条の4の規定により、追検査の実施に関し必要な事項を定めようとするものであります。

2「追検査の概要」を御覧ください。追検査の対象者は、新型コロナウイルス感染症に感染し、又はその疑いがあったことにより、入学者選考の適性検査等の全部又は一部を欠席した志願者で、追検査の受検を希望する者とし、期日は、1月22日(金)としております。なお、本検査は1月9日(土)です。実施内容は、本検査に準じます。

選考については、本検査の受検者と合わせて合否の判定を行います。

受検手続については、追検査の受検を希望する者は、小学校長を経て、追検査受検願を志願先中等教育学校長に提出します。

検査は、志願先の中等教育学校で実施します。

入学予定者の発表は、追検査を実施した中等教育学校については、1月25日(月)に実施します。実施しなかった中等教育学校については、当初計画どおり1月15日(金)に実施します。

なお、追検査を実施する学校の、入学予定者発表の日が、私立中学校等の入学手続等の期日より、後になることも考えられます。このため、私立中学校等に対し、高等学校と同様、追検査を実施した学校の受検者全員については、当該期日等を遅らせていただくよう、お願いをしております。

その他、この要項に定めるもののほか、追検査の実施に関し必要な事項は、教育長が定めることとしております。

なお、やむを得ない事情により、追検査を受検できなかったと認められる入学志願者に対しては、必要書類を審査して選考等を行うこととしております。

以上、御審議をよろしくお願いいたします。

(教育長) ありがとうございます。ただいまの説明につきまして御意見・御質問等ございましたらお願いします。

(教育長) 基本的には高等学校と一緒にです。よろしいでしょうか。

(教育長) それではお諮りします。この内容でよろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) ありがとうございます。全員異議ございませんので、議案第57号令和3年度愛媛県県立中等教育学校入学者選考追検査実施要項については、原案のとおり可決決定をいたしました。

○議案第58号 令和3年度愛媛県県立特別支援学校高等部入学者選抜追検査実施要項について

(教育長) 議案第58号令和3年度愛媛県県立特別支援学校高等部入学者選抜追検査実施要項について、事務局から説明をお願いします。

(特別支援教育課長) 議案第58号令和3年度愛媛県県立特別支援学校高等部入学者選抜追検査実施要項について説明申し上げます。

特別支援学校高等部入学者選抜追検査実施要項の概要を御覧ください。先ほどの県立高等学校、中等教育学校と同様に、新型コロナウイルス感染症に感染し、又は感染が疑われる入学志願者の受検機会を確保するため、県立特別支援学校高等部入学者選抜においても追検査を実施することとし、愛媛県県立学校管理規則第57条第3項において準用する同規則第44条第2項の規定により、追検査の実施に関し必要な事項を定めようとするものであります。

「2 追検査の概要」を御覧ください。(1) 本科入学者選抜における追検査についてです。ア対象は、普通科を除く学科の入学志願者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染し、又はその疑いがあったことにより、学力検査等の全部又は一部を欠席した志願者で、追検査の受検を希望する者とし、イ期日は、3月22日(月)、ウ実施教科等は、入学者選抜で実施する学力検査、面接及び適性検査とし、その成績及び結果は、本検査の成績及び結果とみなします。エ受検手続、才検査場は、御覧のとおりです。カ合格発表は、3月26日(金)午後2時です。

続きまして、(2) 専攻科入学者選抜について、追検査の対象は、新型コロナウイルス感染症に感染し、又はその疑いがあったことにより、学力検査等の全部又は一部を欠席した志願者で、追検査の受検を希望する者としてします。

受検願を在籍又は出身の高等学校等の校長を経て、松山盲学校長に提出するほかは、期日、実施教科等、本科入学者選抜と同様としております。

以上、御審議をよろしく申し上げます。

(教育長) ありがとうございます。ただいまの説明につきまして御意見・御質問等ございましたらお願いいたします。

(教育長) よろしいでしょうか。

(教育長) それではお諮りします。この内容でよろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) ありがとうございます。全員異議ございませんので、議案第58号令和3年度愛媛県県立特別支援学校高等部入学者選抜追検査実施要項については、原案のとおり可決決定をいたしました。

(教育長) 以上で、議案審議は終了します。次の、専決処分の承認については、非公開のため、その他協議に移ります。

(5) その他

○令和3年4月1日付教職員人事異動基準について

(教育長) 令和3年4月1日付教職員人事異動基準について、事務局から説明をお願いします。

(義務教育課長) 令和3年4月1日付教職員人事異動基準について、御説明いたします。

県教育委員会では人事異動の適正化を図り、本県教育の一層の充実・発展を期するため、従前より「教職員人事異動基準」を定め、各市町教育委員会及び県立学校に対し、人事異動の基本的な考え方を示してきたところでございます。

来年度の人事異動基準につきましては、基準を大きく改正する項目はないものの、現状に即して表記を改める等の微修正を加えるとともに、次の点を変更して、愛媛県の教職員が持てる力を十分発揮して適材適所の配置を推進できるよう、別紙(案)のとおりといたしました。

変更点は、2点ございます。2(6)「その他の留意事項」の4番目の○の項目にございます「特色のある学校づくりに資する人材の配置に留意する」に続いて、えひめ国体やえひめ大会の遺産の継承・発展に係る留意事項を定めておりました。平成30年4月1日付教職員人事異動基準にて追加した項目でございますが、現状から鑑みて削除することといたしました。

同じく「その他の留意事項」の6番目の○の項目として、平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興に係る項目を定め、被災した地域や学校の

実情に応じた人員配置に努めてきたところでございますが、被災から2年を経過し、緊急的な人員配置による対応は完了したことから、当該項目についても削除することといたしました。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

(教育長) ありがとうございます。ただいまの説明につきまして御意見・御質問等ございましたらお願いいたします。

(教育長) この内容でよろしいでしょうか。原案のとおり承認させていただいてよろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) ありがとうございます。全員異議ございませんので、令和3年4月1日付教職員人事異動基準については、原案のとおり承認されました。

(教育長) ここからは、非公開案件の審議に入りますので、傍聴人及び報道機関の皆様方は御退席をお願いいたします。

(6) 議 事

専決処分の承認

○損害賠償請求に係る賠償額案に対する意見について

(教育長) 説明を求める。

(特別支援教育課長) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、知事から、損害賠償請求に係る賠償額案に対する意見を求められ、愛媛県教育委員会教育長専決規則第2条第2項の規定により専決処分した旨、同規則第4条の規定により報告する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 承認する旨宣する。

(教育長) その他協議を再開する旨宣する。

(7) その他

○教育職員の給与に関する条例の一部改正について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(高校教育課長) 人事委員会の報告及び勧告を受け、公民較差の解消のため、教育職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、概要及び条例案を説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

○令和2年度12月補正予算案について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(教育総務課長) 愛媛県議会12月定例会に提案予定の令和2年度12月補

正予算案の教育委員会所管分について、概要を説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

○財産の取得について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(高校教育課長) 愛媛県議会12月定例会に提案予定の財産の取得について説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

○財産の取得について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(高校教育課長) 愛媛県議会12月定例会に提案予定の財産の取得について説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

○令和3年度子供の読書活動優秀実践図書館・団体（個人）文部科学大臣表彰について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(社会教育課長) 令和3年度子供の読書活動優秀実践図書館・団体（個人）文部科学大臣表彰の被表彰候補図書館（1図書館）及び被表彰候補者（1団体（個人））の推薦について説明する。

(教育長) 意見を求める。

(山内委員) 活動状況の内容について質問する。

(社会教育課長) 活動状況の内容について回答する。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

○令和3年度子供の読書活動優秀実践校文部科学大臣表彰について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(義務教育課長) 令和3年度子供の読書活動優秀実践校文部科学大臣表彰の被表彰候補校（3校）の推薦について説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

(教育長) 非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。

(8) 閉 会 (午後 2 時46分)

(教育長) 以上で、本日の審議事項を全て終了いたしましたので、教育委員会11月定例会を閉会いたします。